

西秋川衛生組合ごみ処理施設整備・運営事業  
実施方針に関する質問・意見への回答

西秋川衛生組合

平成22年2月22日

■実施方針に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	1	I	1	(5) ア (イ) ②	不燃粗大ごみ処理設備(熱回収施設内に設置)	ア(イ)② 「(その他、鉄・アルミ分別を行う。)」とありますが、熔融メタルによる資源化も可能でしょうか。この場合、施設としての資源化率は選別よりも向上することが期待でき、また破碎後の選別工程にかかる設備費、運転費用を圧縮できます。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。
2	1	I	1	(5) ア (イ) ③	リサイクルセンター	ア(イ)③ リサイクルセンターの取り扱い物に、有害ごみ(0.2t/日)の保管とありますが、有害ごみとはどのような物でしょうか。	スプレー缶、カセットボンベ、蛍光灯、乾電池、体温計(水銀式)、ライターを想定しています。
3	2	I	1	(6) ア	熱回収施設	掘り起こしごみについては、分級作業等の前処理を行った後、可燃物のみが熱回収施設へ搬入されると考えて宜しいですか。	入札図書において示します。
4	2	I	1	(6) ア	熱回収施設	「ア 熱回収施設」の処理対象物のうち「最終処分場の掘り起こしごみ」の量はどれくらいでしょうか。	処理対象物約31,500t/年のうち、掘り起こしごみは3,200t/年を想定しています。
5	2	I	1	(6) ア	熱回収施設	ア 熱回収施設 処理対象物として、「不燃粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターからの可燃残渣」とありますが、本事業は最終処分場からの掘り起こしごみ処理が含まれることから、最終処分量の極小化が必須であると思料します。このため不燃粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターからの不燃性の残渣についても、熔融スラグとして資源化し最終処分量を低減する必要があるものと考えられますので、「不燃粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターからの残渣」が処理対象という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	2	I	1	(7) イ (イ)	契約の形態	「建設JV」について、甲型、乙型の指定はありますか。	乙型JVを想定しています。
7	2	I	1	(7) イ (イ)	契約の形態	「・・・組合は、本施設の設計を行う者(以下「設計企業」という。)と本施設の建設を行う者(以下「建設企業」という。)による共同企業体等(設計企業と建設企業が同一企業の場合は当該企業。以下「建設JV」という。)と本事業に係る建設工事請負契約(以下「建設請負契約」という。)を締結する。」とありますが、組合と設計企業、建設企業のうちの1社(例:プラント設計・建設企業)が組合と建設請負契約を締結し、当該契約者以外の設計企業、建設企業(例:建物設計企業、建物建設企業)がその1社と下請契約を結ぶ元請下請関係は「共同企業体等」の一つとして認められますか。	認められません。複数の建設企業が参画する場合、全ての建設企業は建設JVの構成員になってください。
8	2	I	1	(7) イ (イ)	契約の形態	「・・・その場合は当該JVは設計業務を設計企業に発注しなければならない。」とありますが、当該共同企業体等そのものでなく、その構成員のうちの1社から発注してもよろしいでしょうか。	建設JVが設計企業に発注してください。
9	2	I	1	(7) イ (イ)	契約の形態	建設JVに設計企業を含めないことも認めるが、その場合は当該JVは設計業務を設計企業に発注しなければならないとありますが、P8の(2)の入札参加者の要件に合致した設計企業となりますか。	お見込みのとおりです。
10	3	I	1	(7) エ	事業期間終了後の措置	事業終了時における「施設の要求水準を満足する状態」の考え方(性能確認事項および確認方法)についてご提示下さい。	入札図書において示します。
11	3	I	1	(7) オ	事業の対象となる業務範囲	熔融飛灰処理物、処理不適物の最終処分場への運搬および処分は、組合が行う業務と考えてよろしいですか。	入札図書において示します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
12	3	I	1	(7) オ (ア) ① 4)	本施設の設計に関する業務	リサイクルセンターに係る生活環境影響調査の支援とは具体的にどのような調査支援をお考えでしょうか。	組合が既に実施している熱回収施設の環境影響調査書をもとに、追加となるリサイクルセンター等に関する予測評価を行い、環境影響調査書を作成し、その後の組合の諸手続きに関する支援を行うことを想定しています。
13	3	I	1	(7) オ (ア) ③	本施設の運営・維持管理に関する業務	オ(ア)③ 「本施設の運営・維持に関する業務」は、SPCから複数の運営企業にそれぞれ委託することは可能でしょうか。またこの場合、SPCから業務を受託したすべての運営企業は、SPCへの出資義務を負うこととなるのでしょうか。	運営企業は、入札参加者の構成員であることから、お見込みのとおりです。
14	3	I	1	(7) オ (ア) ③ 2)	本施設の運営・維持管理に関する業務	リサイクルセンターの運転及び資源化業務は除くとありますが、不燃粗大ごみ処理施設の運転は事業者の業務範囲でしょうか。	お見込みのとおりです。
15	3	I	1	(7) オ (ア) ③ 2)	本施設の運営・維持管理に関する業務	オ(ア)③2) 「運転管理業務(リサイクルセンターの運転作業を除く)」とあります。リサイクルセンターの運転以外の業務(補修・整備)は事業者の範囲と思いますが、運転者が事業者でないことから、例えば機器の損傷状況等から判断して取り扱い説明書と異なる運転(運転ミス等)による機器損傷であると合理的に考えられる場合、その修繕に掛かる費用等は貴組合が負担されるものという理解でよろしいでしょうか。	組合の責めであることを事業者が立証した場合は、組合の負担になるものと考えています。
16	3	I	1	(7) オ (ア) ③ 4)	本施設の運営・維持管理に関する業務	オ(ア)③4) 「情報管理業務」とは具体的にどのような内容でしょうか。	主に運転管理記録報告、点検・検査報告、補修・更新報告、環境保全報告、作業環境保全報告、その他管理記録等に関わる報告、施設情報の管理等を示しますが、詳細は入札図書において示します。
17	4	I	1	(7) オ (ア) ③ 6)	本施設の運営・維持管理に関する業務	資源化業務の内容について、具体的にご提示下さい。	主に熔融固化物・その他金属類の有効利用に関わる業務等を示しますが、詳細は入札図書において示します。
18	4	I	1	(7) オ (ア) ③	本施設の運営・維持管理に関する業務	オ(ア)③7) 「近隣対応等の関連業務」に関して、近隣対応は、原則貴組合が行うということでしょうか。また「関連業務」とは具体的にどのような業務を想定されておられますでしょうか。	近隣対応は、原則として組合が行います。近隣対応等の関連業務とは、必要となる情報の提供、及び説明資料の作成等を想定しています。詳細は入札図書において示します。
19	4	I	1	(7) オ (ア) ④	既存施設の解体・改修	敷地の造成工事は事業の対象となる業務範囲に含まれますか。	事業範囲に含みません。引き渡し時の状態については、別紙1に示します。
20	4	I	1	(7) オ (ア) ④ 3)	既存施設の解体・改修	オ(ア)④3) 解体・改修期間中の資源化施設及び事務所の仮設工事が事業者所掌となっていますが、ご指定の場所とその面積をご明示ください。また資源化施設については具体的にどのような仮設工事が必要と考えればよろしいでしょうか。	入札図書において示します。
21	4	I	1	(7) オ (ア) ④	既存施設の解体・改修	オ(ア)④6) 「関連処理施設等」とは具体的にどの施設まで含まれるのでしょうか。	主に既存施設を指します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
22	4	I	1	(7) オ (イ)	組合が行う業務	最終処分場での掘り起こし業務、前処理業務、最終処分場から熱回収施設までの運搬業務は組合が行う業務に含まれると考えて宜しいでしょうか。	入札図書において示します。
23	4	I	1	(7) オ (イ) ①	本施設の設計・建設に関する業務	オ(イ)①3) 「電波障害調査」は、生活環境影響調査を踏まえ、必要に応じて行うものと理解してよろしいでしょうか。	提案施設の形状等により、必要に応じて事業者において実施するものとします。
24	4	I	1	(7) オ (イ) ② 5)	本施設の運営・維持管理に関する業務	オ(イ)②5) 貴組合が直接管理される諸室の備品、什器等の初期納入及び、その後の運営段階での調達等は事業範囲には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	入札図書において示します。
25	4	I	1	(7) カ	事業者の収入	売電が可能な場合には事業者の収入と考えてよろしいでしょうか。	入札図書において示します。
26	4	I	1	(7) カ (ア)	本施設の整備に係る対価	施設整備費の支払いについて、前払金は支払われる予定ですか。	お見込みのとおりです。
27	4	I	1	(7) カ (ア)	本施設の整備に係る対価	「(ア)本施設の整備に係る対価」について「前払金」、「中間払」等の支払い条件をご教示ください。	入札図書において示します。
28	4	I	1	(7) カ (イ)	本施設の運営・維持管理に係る対価	「(イ)本施設の運営・維持管理に係る対価」について、委託料の支払い条件(年4回など)を具体的にご教示ください。	入札図書において示します。
29	5	I	1	(7) カ (ウ)	スラグ等の売却収入	「(ウ)スラグ等の売却収入」について、スラグ、メタルは事業者の収入とすることができませんが、飛灰に関して具体的な処理方法をご教示ください。	安定化処理後、組合が処分します。ただし、有価物として有効利用が図られる場合は、提案を受けることも検討します。詳細は、入札図書において示します。
30	5	I	1	(7) カ (ウ)	スラグ等の売却収入	組合殿が事業者に対し販売する生成物(スラグ・メタル等)についての販売単価は組合側で決定されるのでしょうか。	提案によることを想定しております。詳細は入札図書に示します。
31	5	I	1	(7) カ (ウ)	スラグ等の売却収入	「組合から購入」と有りますが、予定されている購入価格についてご教示ください。	提案によることを想定しております。詳細は入札図書に示します。
32	5	I	1	(7) カ (ウ)	スラグ等の売却収入	スラグ等の売却収入について、「自らの収入とすることができる。」と有りますが、事業者の方でスラグ・メタルの売却益が見込めない場合には事業者に引取義務はないと考えて宜しいでしょうか。	入札図書において示します。
33	5	I	1	(7) カ (ウ)	スラグ等の売却収入	処理に伴い発生する熱を回収して行う発電によって発生する電力に余剰が生じ、外部に売却できた場合、売却収入は事業者に帰属するものと考えてよいでしょうか。	入札図書において示します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
34	5	I	1	(7) キ	組合が適用を予定している交付金について	貴組合の事由により、交付金の申請等手続が遅れ、費用の増大等の損害が発生した場合や、国の事由により交付金の減額や遅延等が発生した場合でも、組合がリスク負担(交付金が交付されるか否か等にかかわらず貴組合から事業者へ施設費等が支払われる)をするという理解でよろしいでしょうか？	事業者の責めによらない場合、建設工事請負契約のとおり組合が支払います。
35	8	II	3	(1) ア	入札参加者の構成等	代表企業の役割について、組合との交渉窓口の他に代表企業固有の役割ならびに義務等はないものと考えてよろしいでしょうか。(ex.SPC支援義務等)	SPCへの最大出資者となることを想定しています。
36	8	II	3	(1) エ	入札参加者の構成等	代表企業の出資比率は出資者中最大であれば良く、過半数を超える必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	8	II	3	(1) エ	入札参加者の構成等	「・・・入札参加者の構成員はすべてSPCへ出資することとし、・・・」とありますが、代表企業の出資者比率を出資者中最大とする以外には構成員の出資比率に規制はないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	8	II	3	(1) エ	入札参加者の構成等	SPCの本社所在地を事業予定地(あきる野市高尾521番地外)に設定する事は可能でしょうか。	新施設の供用開始後は可能と考えています。
39	8	II	3	(2)	入札参加者の要件	実績に関する要件は、全て元請での実績に限るものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	8	II	3	(2) ア	入札参加者の要件	「構成員の安定的かつ健全な財務能力」の要件について、資格審査申請時に具体的な条件設定を考えておられますか。	具体的な基準は定めませんが、財務諸表等の提出を求め総合的に評価することを想定しています。
41	9	II	3	(2) ウ	入札参加者の要件	「建設JVに設計企業を含めない」場合には、入札参加者の構成員に「業種:建築設計」の資格保有者がいなくても良いと理解して宜しいでしょうか。	入札参加者の構成員には設計企業(建屋、プラントとも)を必ず含めてください。
42	9	II	3	(2) ウ	入札参加者の要件	「建設JVに設計企業(建屋)を含めない」場合に「当該JVから設計業務を設計企業に発注する」際、当該設計企業は組合の入札参加資格(業種:建築設計)を保有している必要はないと理解して宜しいでしょうか。	入札参加者の構成員には設計企業(建屋、プラントとも)を必ず含めてください。
43	9	II	3	(2) ウ	入札参加者の要件	建設企業(プラント)が設計企業(建屋)を兼ねることは可能でしょうか。	要件を満たすことで可能です。
44	9	II	3	(2) ウ	入札参加者の要件	建設企業(プラント)が設計企業(プラント)を兼ねることは可能でしょうか。	要件を満たすことで可能です。
45	9	II	3	(2) ウ	入札参加者の要件	設計企業(建屋)、設計企業(プラント)、建設企業(プラント)が同一企業となっても(兼任となっても)宜しいでしょうか。	要件を満たすことで可能です。
46	9	II	3	(2) ウ	入札参加者の要件	※「建築設計」と「建築工事」並びに「設備設計」・・・同時に申し込みはできないとありますが、仮に要件をすべて満たしていても単独企業での応募はできないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	9	II	3	(2) ウ	入札参加者の要件	建設工事等競争入札参加資格について、「建築設計」と「建築工事」並びに「設備設計」と「建築工事」の同時申し込みができない理由をお示し下さい。これら事業者内での業務分担および兼務については、柔軟に対応頂きたく宜しくお願い致します。	組合の規定によるものです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
48	9	II	3	(2) エ	入札参加者の要件	熱回収施設のプラント設計の実績は、以下の3要件をすべて満足している必要があると考えて宜しいでしょうか。また、建設についても同様と考えて宜しいでしょうか。 ①熱回収施設の設計実績が2件以上ある。 ②①に示す2件とも1年以上の稼働実績がある。 ③①に示す施設の全系列とも90日以上連続安定運転実績がある。	①については、一般廃棄物を対象とした発電付きガス化溶融炉の設計実績が2件以上あることが要件です。 熱回収施設の建設企業(プラント)は、①の設計実績を建設実績に置き換えることで同様となります。 ②、③についてはお見込みのとおりです。
49	9	II	3	(2) エ (イ) ① 2)	入札参加者の要件	エ(イ)① 2) 「1」の施設において1年以上の稼働実績(1系列あたり90日間以上の連続安定運転)を有すること。」とあります。1年以上の稼働実績とは竣工日からの経過年数と考えてよろしいでしょうか。また1系列あたり90日間以上の連続安定運転とは、90日間以上連続して稼働した結果、1系列の90日分の定格処理量程度のごみを処理した実績と理解してよろしいでしょうか。	供用開始日からの経過年数として下さい。また、「1系列あたり90日間以上の連続安定運転」とは、定期的な補修工事及び中間検査等を除く計画作業日における安定運転が90日間以上であり、安定運転とは、点検・清掃・調整・部品交換等に必要短時間の運転停止を除く定常運転状態、を意味します。
50	10	II	3	(2) オ (オ) ① 2)	入札参加者の要件	オ(オ)① 2) 「1」の施設において1年以上の稼働実績(1系列あたり90日間以上の連続安定運転)を有すること。」とあります。1年以上の稼働実績とは竣工日からの経過年数と考えてよろしいでしょうか。また1系列あたり90日間以上の連続安定運転とは、90日間以上連続して稼働した結果、1系列の90日分の定格処理量程度のごみを処理した実績と理解してよろしいでしょうか。	NO.49の回答を参照下さい。
51	10	II	3	(2) カ	入札参加者の要件	運営企業については、提案した型式の運転管理実績が2件以上有しているものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	10	II	3	(2) カ (イ) ②	入札参加者の要件	カ(イ)② 「一般廃棄物を対象とした破砕機、磁選機、アルミ選別機を整備した設備の運転管理実績を有すること」とありますが、溶融メタルによる資源化を行い、鉄・アルミ選別に係る設備を設置しない場合には、運営企業は破砕機を整備した設備の運転管理実績を有していればよいでしょうか。	入札図書に示します。
53	14	VI	1	(2)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	JV等、複数の企業により事業者が構成されている場合、事業者を構成する一社が倒産またはその財務状況が著しく悪化した場合でも、残りの事業者がその業務を自ら引き継ぎまたは他の第三者に引き継がせることにより特定事業契約上の事業者の義務の履行の継続が可能である場合は、「特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に判断される場合」にはあらず、貴組合により解除はされないものと理解して宜しいでしょうか。	残りの事業者がその業務を自ら引き継ぐ場合は、お見込みのとおりですが、他の第三者に引き継がせる場合は、組合の承諾が必要です。
54	14	VI	3		当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の費用負担についてご教示願います。	入札図書において示します。
55	14	VI	3	(1)	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	「一定の期間内に協議が整わない場合」には、組合だけでなく、事業者からも相手方に事前の書面通知により、建設請負及び運営委託契約を解除することができる規定として頂きたいお願い致します。	設計・建設期間において最終的な解除の判断は組合が行います。もちろん合理的な理由なく損害額を膨らませることはできませんので、可能な限り早急に決定します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
56	18	別紙2			事業スキーム図	組合様と運營業務委託契約を締結するSPCに建設JVが出資するスキームになっています。建設工事を担う建設JVがSPCに出資しなければならない理由をお聞かせ下さい。	運営・維持管理において、施設の健全性に貢献いただくことを期待しているためです。
57	19	別紙3	リスク 分担表	共通	第三者賠償リスク	事業者の責めによらないものについては組合分担であることを明記下さい。	リスク分担表は考え方を示したものに過ぎません。具体的なリスク分担については、入札図書において示します。
58	19	別紙3	リスク 分担表	共通	法令等の変更リスク	「本事業に直接関係する・・・」とありますが、「直接」の定義をご教示下さい。	廃棄物処理にのみ適用される法令等を想定しています。
59	19	別紙3	リスク 分担表	共通	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度以外の税制度の新設・変更に関するものについては、事業者のリスクと規定されていますが、税負担が増・減となるときは、貴組合側についても委託費の変更等、事業者との協議の上変更等に応じられると考えてよろしいでしょうか。	本事業に直接関係する税制度以外の税制度の新設・変更については、変更に応じられません。
60	19	別紙3	リスク 分担表	共通	税制度変更リスク	「本事業に直接関係する・・・」とありますが、「直接」の定義をご教示下さい。	廃棄物処理にのみ適用される税制度を想定しています。
61	19	別紙3	リスク 分担表	共通	許認可遅延リスク	貴組合が実施する許認可取得の遅延に関するものは、貴組合がリスク負担するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
62	19	別紙3	リスク 分担表	共通	物価変動リスク	物価変動については事業者でコントロールすることは困難ですので、施設整備費用に相当するものについても組合にて負担頂きたいお願い致します。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。
63	19	別紙3	リスク 分担表	共通	事業の中止・遅延に関するリスク	事業者側が負担すべきリスクとして「破綻によるもの」が挙げられているが、SPCが万が一破綻した場合、事業者がどのようなリスクとして負うこととなるのか、具体的にご教示願います。	違約金の支払い等を想定しています。具体的には入札図書において示します。
64	19	別紙3	リスク 分担表	共通	不可抗力リスク	当該リスクについて、組合が主分担、事業者が従分担とする考え方を教示ください。当該リスクが顕在化した際に発生する費用のうち、主要部分を組合が負担し、その他の一部分を事業者が負担するとの考え方でよろしいでしょうか。	損害額のうち一定割合を事業者負担とすることを想定しています。具体的には入札図書において示します。
65	19	別紙3	リスク 分担表	建設段階	工事遅延リスク	「工事遅延・未完工による施設の供用開始の遅延」リスクに関しては、事業者負担とございますが、これは事業者の責めに帰すべき事由による遅延を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	19	別紙3	リスク 分担表	建設段階	一般的損害リスク	「工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害」につき事業者の負担とされておりますが、これは事業者の故意又は過失に起因して生じた場合を指し、事業者が善良な管理者の注意を果したにもかかわらず生じた損害(たとえば、不可抗力によるもの)につきましては、貴組合にてリスクをご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力については、不可抗力リスクに示したとおり、組合が主分担します。
67	19	別紙3	リスク 分担表	運営段階	受入廃棄物の品質リスク	「受入れ廃棄物の質に起因する事故」とは具体的にどのようなことを想定されていますのでしょうか。	熱回収施設に搬入される可燃ごみの成分組成等を想定しています。
68	19	別紙3	リスク 分担表	運営段階	受入廃棄物の品質リスク 受入廃棄物の量の 変動リスク	事業者でコントロールすることは困難ですので、全て組合にて負担頂きたいお願い致します。	質については、一定範囲内での変動を事業者負担と想定しています。量については、提案による変動料金と固定料金で対応いただくことを事業者負担と想定しています。

■実施方針に対する意見への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
69	2	I	1	(6) ア	熱回収施設	ア 熱回収施設 処理対象物として、「最終処分場からの掘り起こしごみ」とあります。掘り起こしごみ処理により再生される最終処分場の容量は、方式により異なります。少ない掘り起こしごみ処理量でも、埋立に要する再生効果が得られれば、それだけ処理コストも圧縮できます。 掘り起こしごみの処理量は、 「飛灰処理量 + 溶融不適物量 + 有効利用不可能なスラグ + 残余砂量 等 ≤ 掘り起こし量」 を満足する前提で提案させていただきたく、お願いいたします。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。
70	2	I	1	(6) ウ	リサイクルセンター	ウ リサイクルセンター 「新聞、ダンボール、布類」については、「白色トレイ、雑誌等、紙パック、有害ごみの保管」と別項目とされていることから、圧縮梱包等の処理を想定されているものと思料します。しかしライフサイクルコストでは、圧縮梱包による搬送量アップによる輸送費低減のメリットを、建設費・維持管理費・人件費の増加によるデメリットが上回るものと考えられます。貴組合HPで公表されている「西秋川衛生組合ごみ処理施設建設基本計画(平成19年11月)」中の2-10ページの「(4)リサイクルセンター」に記載されているご計画の方が、よりライフサイクルコストに優れたご計画であると考えます。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。
71	2	I	1	(7) ア	事業方式	ア 「本事業はPFI法の趣旨に基づき実施する」とあります。民間事業者のノウハウを最大限活用して効率的に事業を実施するために、要求水準書のご作成にあたっては、民間事業者から処理方式に応じた最適な提案が可能となるよう、最大限ご配慮頂たくお願いいたします。 具体的には従来の公設公営(仕様発注)の発注仕様書においてご指定のある、設置する機器の要否、各機器の形式、構造、材質、容量、機器(予備機)の設置数等について、同一処理方式において掘り起こしごみを含む同種ごみ処理の実績を持つ場合には、事業者の提案を可能として頂きたくお願いいたします。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。
72	3	I	1	(7) イ (ウ)	契約の形態	イ(ウ) 運営委託契約の締結も、基本契約と同時期になっておりますが、供用開始までの合理的な期間内に完了させる等、一定の余裕をもって契約することはできませんでしょうか。	実施方針に示したとおりとします。
73	3	I	1	(7) ウ (イ)	事業期間	ウ(イ) かつ書きにて、「ただし、平成26年4月から平成28年3月の2年間は、熱回収施設及び不燃粗大ごみ処理設備のみとする」とありますが、計量棟についても平成26年3月完成との提案をしてもよろしいでしょうか。	入札図書において示します。
74	3	I	1	(7) エ	事業期間終了後の措置	エ 「事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐ」とあるが、事業期間終了時点まで20年以上経過した後の話であり、運営会社が適切な運営・維持管理を行ったとしても施設の経年劣化等は避けられず、これを勘案した事業期間終了時の引渡し条件の設定をお願いいたします。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
75	3	I	1	(7) オ (ア) ③	本施設の運営・維持管理に関する業務	以下の理由により一般廃棄物の受入(計量)業務は組合殿で実施下さいます様、お願い致します。  1)住民対応の窓口を組合殿に一元化して頂きたい。 2)リサイクルセンターの運転業務が組合殿の範囲となっており、前工程である受入業務を事業者が行う事はリスク分担が不明確になると考えます。	実施方針に示したとおり、事業者の業務範囲とします。
76	4	I	1	(7) オ (ア) ④	既存施設の解体・改修	オ(ア)④ 既存施設の解体・改修の見積には、①建築物及びプラント機器の詳細な図面(ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設全て)や、②建築仕上表等の仕様が判別できる資料、が必要です。極力早期にご開示頂きたい、ご配慮をお願いいたします。	入札図書において示します。
77	4	I	1	(7) オ (ア) ④	既存施設の解体・改修	改修工事につきましては、既設の基礎、鉄骨を流用することとなり、既設メーカーしか分からない情報により見積が有利に働く可能性がありますので、改修工事は本事業範囲外としていただきますようお願いいたします。	実施方針に示したとおり、事業者の業務範囲とします。
78	4	I	1	(7) オ (ア) ④	既存施設の解体・改修	関連処理施設等との調整の内、工事期間中の他自治体施設への処理依頼調整は組合殿でお願い致します。	代替施設による処理を検討しているため、工事期間中の他自治体施設への処理依頼は想定しておりません。なお、当調整が発生した場合は、組合が行いますが、資料作成等の調整支援は要請する予定です。
79	4	I	1	(7) オ (イ) ② 4)	本施設の運営・維持管理に関する業務	オ(イ)②4 貴組合が行う業務として「本施設への一般廃棄物等の搬入」とあります。本施設から最終処分場への飛灰処理物等の搬出については、試運転期間及び運営期間において貴組合が実施する業務としていただきたくお願いいたします。	入札図書において示します。
80	4	I	1	(7) カ	事業者の収入	オ(カ) 事業者の収入の項で、売電収入についての記載がありませんが、売電収入が発生した場合には、本DBO事業における事業者へのインセンティブとして極力発電が行えるよう、事業者の収入として頂きたくお願いいたします。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。
81	4	I	1	(7) カ (イ)	本施設の運営・維持管理に係る対価	委託料の支払については、SPCのキャッシュフローにご配慮頂き、月毎払をお願い致します。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。
82	4	I	1	(7) カ (イ)	本施設の運営・維持管理に係る対価	委託料の改訂にあたっては、運営コストの変動をより反映しやすい他の指数(企業物価指数、企業向けサービス価格指数等)についても採用検討下さいます様お願い致します。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。
83	5	I	1	(8)	事業スケジュール(予定)	「※リサイクルセンターの運転作業及び資源化業務は組合が行う業務とする。」との記載がありますが、貴組合が行う具体的な業務内容(要員配置、用役調達、必要資格者の配置、日常点検作業など)を要求水準書でご明示頂けるようお願いいたします。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。
84	7	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	貴組合と事業者との間で事業内容を相互理解するために、対話する機会を持っていただけませんか。	対話については想定しておりません。2回の質問回答の機会を活用ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
85	7	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	要求水準書案および契約書案は早期に公表頂き、施設の仕様、事業者の役務、リスク分担、保証事項等について入札参加予定者の意見質問を募集し、入札公告時の要求水準書に反映されることを希望致します。	要求水準書案および契約書案の早期公表は想定しておりません。
86	14	VI	3		当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	不可抗力その他組合又は事業者の責に帰すことのできない事由により事業の継続が困難となり、建設請負契約や運営委託契約が解除された場合、出来高にかかる費用のみならず、当該解除に関連して事業者側に生じた合理的な追加費用や損失を貴組合からお支払いいただけるという理解で宜しいでしょうか。	入札図書において示します。
87	14	VI	3	(1)	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の建設請負契約の解除権については、(2)の運営委託契約の解除と異なり、貴組合にのみ解除権が認められており、事業者には解除権がある旨規定されておりません。この場合、事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となっている以上、事業者側にも解除権をお認めいただけませんかでしょうか。	設計・建設期間において最終的な解除の判断は組合が行います。もちろん合理的な理由なく損害額を膨らませることはできませんので、可能な限り早急に決定します。
88	18	別紙2			事業スキーム図	組合様と運營業務委託契約を締結するSPCに建設JVが出資するスキームなっています。SPCへ出資する企業は民間側の提案にすべきと考えます。	実施方針に示したとおりとします。
89	19	別紙3	リスク 分担表	共通	近隣対応リスク	近隣対応リスクについては、全て施設所有者である組合にて分担をお願いします。	実施方針に示したとおりとします。
90	19	別紙3	リスク 分担表	共通	近隣対応リスク	近隣対応リスクとして、「本施設の設置に関する住民反対運動等に関するもの」以外は事業者の負担となっておりますが、設置に限らず、ごみ処理行政全般に関する住民からの各種クレームも考えられ、事業者リスクが過大ではないでしょうか。	ごみ処理行政全般に関する近隣住民からのクレームについては、組合が対応します。
91	19	別紙3	リスク 分担表	共通	第三者賠償リスク	「調査・建設・運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの」は事業者負担とございますが、建設工事等や本施設の運営を行ううえで通常避けることができない騒音・振動・地盤沈下・臭気等もございます。この点につき、公共工事標準請負契約約款第28条において認められているように、事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしている場合には事業者を免責とさせていただきませんかでしょうか。	実施方針に示したとおりとします。設計・施工一括発注であることから、通常避けることができない事項による第三者への損害についても見込んで入札していただくことを想定しています。
92	19	別紙3	リスク 分担表	共通	法令等の変更リスク	事業者によるコントロールが不可能ですので、全て組合分担として下さい。	実施方針に示したとおりとします。
93	19	別紙3	リスク 分担表	共通	税制度変更リスク	税制変更の具体例として、消費税率や法人税率の変更があった場合の変更リスクについては、どの様にお考えでしょうか。これら税制等の変更リスクについては、事業者によるコントロールが不可能ですので、全て組合分担として下さい。	組合は、支出時点での消費税率により支払います。法人税率の変更については、増減ともに事業者負担とすることを想定しています。
94	19	別紙3	リスク 分担表	共通	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ(施設整備費用に相当するもの)は事業者のリスクとされていますが、本事業は入札から施設整備期間が7か年の長期に亘るものです。市況変動は事業者がコントロールできるリスクではなく、かつ7年間も先の市況を予測して建設費を積算することは大変困難です。このため合理的な価格の改定協議ができるリスク分担とされることが妥当と考え、具体的には、公共工事標準請負契約約款と同等の物価スライド条項および予期し得ない急激なインフレーション・デフレーション等に伴う契約金額の変更条項を規定頂きたくお願いいたします。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。

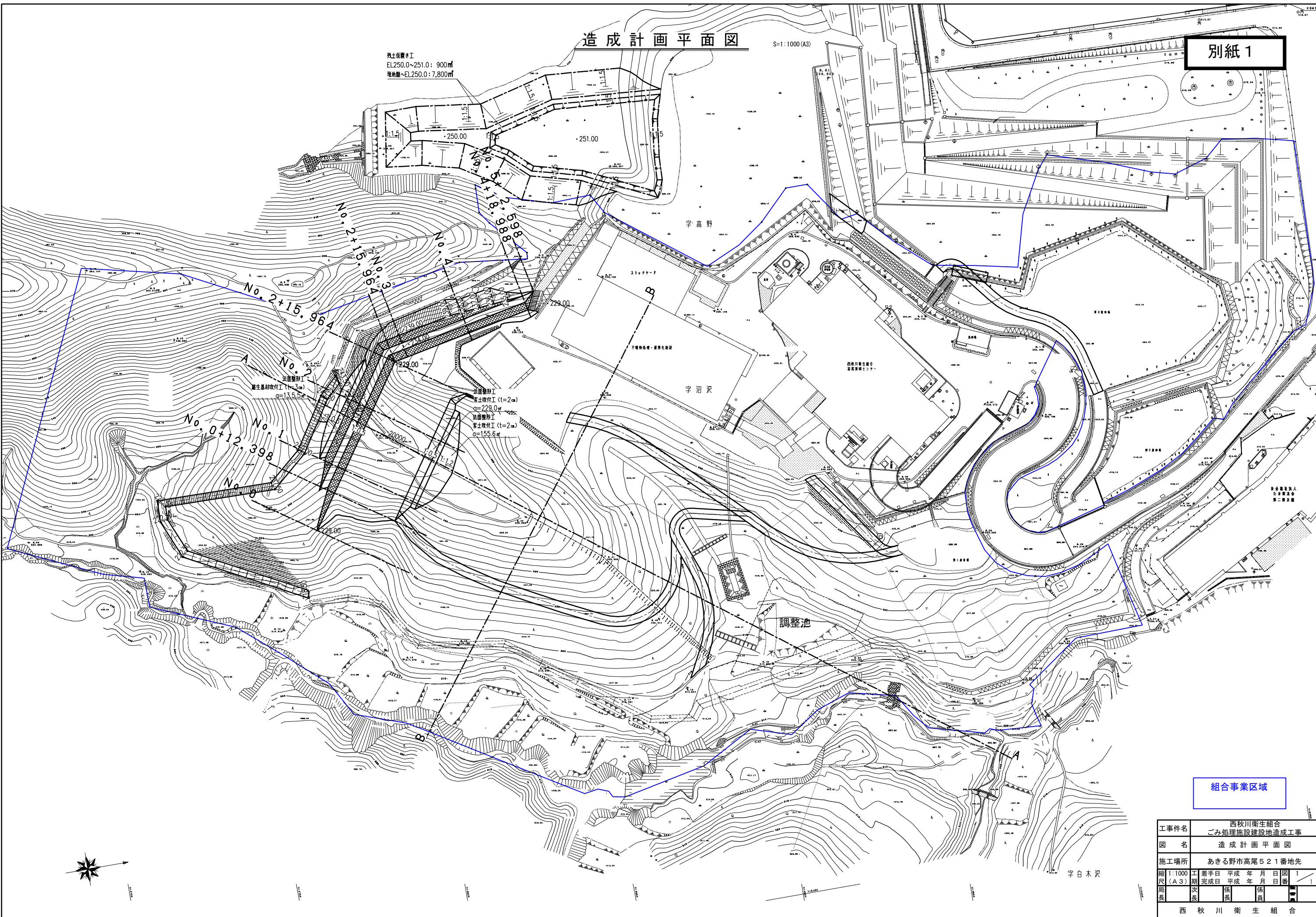
No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
95	19	別紙3	リスク 分担表	共通	事故の発生リスク	事業者の責めによらない事故については、組合分担であることを明記下さい。	リスク分担表は考え方を示したものに過ぎません。具体的なリスク分担については、入札図書において示します。
96	19	別紙3	リスク 分担表	建設段 階	工事遅延リスク	事業者の責めによらない遅延については、組合分担であることを明記下さい。	リスク分担表は考え方を示したものに過ぎません。具体的なリスク分担については、入札図書において示します。
97	19	別紙3	リスク 分担表	建設段 階	一般的損害リスク	事業者の責めによらない損害については、組合分担であることを明記下さい。	リスク分担表は考え方を示したものに過ぎません。具体的なリスク分担については、入札図書において示します。
98	19	別紙3	リスク 分担表	運営段 階	受入廃棄物の品質リスク	受入廃棄物の品質リスクについては、「事故」に加えて「運営費の増大」についても、リスクの内容に追記下さい。	リスク分担表は考え方を示したものに過ぎません。具体的なリスク分担については、入札図書において示します。
99	19	別紙3	リスク 分担表	運営段 階	受入廃棄物の品質リスク	受入廃棄物の品質リスクに関して、そもそも事業者ではコントロールできるものではないため、貴組合のリスク負担のみとしていただきたくお願いします。もし、現リスク分担表のとおり事業者が従分担となる場合、事業者がリスク負担すべきケースや範囲を具体的に ご教示頂きたいをお願いします。	従分担については、一定範囲内での変動を事業者負担と想定しているものです。具体的には、入札図書において示します。
100	19	別紙3	リスク 分担表	運営段 階	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動リスクに関して、そもそも事業者ではコントロールできるものではないため、貴組合のリスク負担のみとしていただきたくお願いします。	従分担については、提案による変動料金と固定料金で対応いただくことを事業者負担と想定しているものです。
101	19	別紙3	リスク 分担表	事業終 了時	施設の性能確保 リスク	「事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐ」とありますが、事業期間終了時点まで20年以上経過した後の話であり、運営会社が適切な運営・維持管理を行ったとしても施設の経年劣化等は避けられず、これを勘案した事業期間終了時の引渡し条件の設定をお願いいたします。	ご指摘を踏まえて検討し、入札図書において示します。

造成計画平面図

S=1:1000 (A3)

別紙 1

粘土仮覆工  
EL250.0~251.0: 900㎡  
埋地層~EL250.0: 7,800㎡



組合事業区域

工事件名	西秋川衛生組合 ごみ処理施設建設地造成工事		
図名	造成計画平面図		
施工場所	あきる野市高尾521番地先		
縮尺	1:1000	着手日	平成 年 月 日
局次	(A3)	完成日	平成 年 月 日
局長		係長	
		係員	
西秋川衛生組合			